総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［グリーン・イノベーション］

平成25年度

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（3.7＋3.0）／2＝3.4

C

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）	1−1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：整備する小水力発電施設の出力合計	定性評価
B（4点）	1−2	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：発電量	定性評価
C（3点）	1−3	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：CO2排出削減量	定性評価
D（2点）	2−1	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：製造、設置に関わる県内企業の売上げ増加額	定性評価
E（1点）	2−2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：メンテナンスに関わる県内企業の売上げ増加額	定性評価

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）			
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗	番号	評価指標	専門家評価	
A（5点）	1−1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：整備する小水力発電施設の出力合計（寄与度80%）	B	B
B（4点）	1−2	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：発電量（寄与度10%）	C	
C（3点）	1−3	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：CO2排出削減量（寄与度10%）	C	
D（2点）	2−1	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：製造、設置に関わる県内企業の売上げ増加額	B	B
E（1点）	2−2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：メンテナンスに関わる県内企業の売上げ増加額	B	

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0）／2＝4.0　①…4.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性） 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・現時点では計画どおり進捗しているとの自己評価がされているが、26年度の本格設置までは評価は困難である。
・小水力発電施設に必要な落差のある個所が当初の計画より減ったとのことであれば、目標値を見直す必要はないか。
・実証実験の段階であれば、事業化に向けての準備的な段階を示す指標を検討するべきではないか。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する ②・・・ −0.3

ｉ）の評価 ①＋② 3.7

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25 四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量	C
2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額	C

（専門家所見（主なもの））
・小水力発電設備の整備については、実証、資金調達、設置、維持管理に時間を要すのであれば、段階的な施設整備を目指したほうがよいのではないか。
・実証実験の段階であるにしても、事業化に向けての準備体制等を評価できる指標があることが望ましい。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値 （5×0＋4×0＋3×2＋2×0＋1×0）／2＝3.5 3.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.8+3.3)／2＝3.6　　**B**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

●特定水力発電事業（国交B003）

（概要）

・先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けて、小水力発電導入促進モデル事業による小水力発電施設を平成25年2月に設置し実証試験を開始したが、発電用水利使用許可申請に当たり、特定水力発電事業を活用した。

（規制所管府省（国土交通省）の評価）

・特例措置の効果が認められる。

＜特記事項＞規制の特例措置により、短期間（20日間）で許可を取得し、事業を円滑に実施できていることから、その効果が認められる。今後においては登録制度をご活用いただき、事業を進めていただきたい。

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●水利権協議の簡素化（包括的な水利権取得）

（概要）

・特区指定地域内の農業用水路に多数の小水力発電施設を設置する事業で、かんがい用水利権に完全従属する場合については、同一水系や同一水路、近傍水路であれば、包括的な水利権取得を可能とするという提案について、国土交通省との協議において、複数の発電所であっても、使用水量や発電能力が明確で、従属発電が明らかである場合には、複数の従属発電を1本の水利使用で許可することは可能な場合があるとの見解が示された。

（専門家所見（主なもの））

・小水力発電導入促進モデル事業の実施に向けて、水利使用許可申請における水利権協議の簡素化の措置を有効に活用している。

4.5

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

・財政支援は、当初予定より少額だが自己資金と組み合わせて活用している。

・税制・金融支援については適用案件がない。

3.0

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　（4.5＋3.0）/2＝3.8　　3.8

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・流水占有料の減免の検討や、再生可能エネルギー関連分野における研究開発の促進、実証試験への協力が行われている。

3.3

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

・現地調査において、委員からの指摘事項はなかった。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.4+3.6)/2±0.0＝3.5

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・次年度以降の小水力発電事業の開始が鍵となる。

・事業化に向けての準備段階を評価する指標を検討することが望ましい。

・財政支援がない中、H26年度に1,000kWの導入が可能であるか疑問である。必要落差のある個所が予想より少なかったことやFIT（固定価格買取制度）の価格が予想より高かったことは、目標設定にどのような影響を及ぼしたのか分析する必要がある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.50）に上記所見を加味（±0.0）し、総合評価結果をB（3.5）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。